

—

開催日 : 2026年 5月 6日 (水)
開催コース : 北山カントリー倶楽部

2026年度佐賀県ゴルフ協会主催競技は(公財)日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則(2023年1月施行)と、このローカルルールと競技の条件を適用する。これらの追加・変更については各競技に適用される競技規定やプレーヤーへの注意事項を確認のこと。下記に参照するローカルルールの全文については2023年1月発行の「ゴルフ規則のオフィシャルガイド」とR&Aによって4半期ごとに更新される詳説を参照すること。別途規定されている場合、または適用規則が明示されている場合を除き、ローカルルールの違反の罰は一般の罰(ストロークプレーでは2罰打)

ローカルルール

1. **アウトオブバウンズ(規則18. 2)**
アウトオブバウンズは白杭または白線で定める。(定義「アウトオブバウンズ」参照)
2. **ペナルティーエリア(規則17)**
 - (a) ペナルティーエリアの縁が片側だけ定められてる場合、そのペナルティーエリアは無限に広がっているものとみなす。
 - (b) ペナルティーエリアの縁の一部がアウトオブバウンズの境界縁で定められている場合、そのペナルティーエリアの縁はアウトオブバウンズの境界縁と一致する。
3. **異常なコース状態(動かさない障害物を含む)(規則16)**
 - (a) **修理地**
 - (1) 修理地は白線と青杭で表示する(定義「修理地」参照)。
 - (2) 張芝の継ぎ目:ローカルルールひな型F-7を適用する。
 - (3) パッティンググリーンの前後のペイントマークと、ジェネラルエリアの芝草を短く刈ってある区域にあるヤーテージマーキングペイントが球のライ、意図するスイング区域の障害となる場合(スタンスの障害は除く)、規則16.1に基づく救済を受けることができる。
 - (b) **動かさない障害物**
 - (1) 場内整理用の縄張り施設は障害物とみなす。
 - (2) 排水溝は動かさない障害物とみなす。
 - (3) 動かさない障害物に接している他の動かさない障害物は一体の動かさない障害物とみなす。
 - (4) 動かさない障害物に白線で繋がれた区域はその障害物の一部とみなす。
 - (5) 動かさない障害物によって囲まれた造園区域(花壇、低木の植え込みなど)は障害物の一部とみなす。
4. **コースと不可分の部分**
 - (a) 巻物、ワイヤ、ケーブル等で樹木に密着している部分
 - (b) ペナルティーエリア内にある護岸用の構築物
5. **クラブと球**
 - (a) 適合ドライバーヘッドリスト:ローカルルールひな型G-1を適用する。
このローカルルールに違反したクラブでストロークを行ったことに対する罰:失格
 - (b) 溝とパンチマークの規格:ローカルルールひな型G-2を適用する。
このローカルルールに違反したクラブでストロークを行ったことに対する罰:失格
 - (c) 適合球リスト:ローカルルールひな型G-3を適用する。
このローカルルール違反の罰:失格
 - (d) 壊れた、または著しく損傷したクラブの取り替え:ローカルルールひなG-9を適用する。
 - (e) 46インチを超える長さのクラブの使用を禁止する:ローカルルールひな型G-10を適用する。

6. プレーのペース(規則5.6)

プレーヤーは競技ごとに制定される「佐賀県ゴルフ協会主催競技:プレーのペースの方針」を確認しておくこと。

「プレーのペースの方針」の違反の罰:

バットタイム1回目 : 口頭による警告(次のバットタイムからは罰が与えられることを告げられる)

バットタイム2回目 : 1罰打

バットタイム3回目 : 一般の罰(2罰打・2回目のバットタイムの罰に加えて適用される)

バットタイム4回目 : 競技失格

7. プレーの中断(規則5.7)

プレーの中断及び再開の通報は以下の通り。

プレーの即時中断 : 1回の長いサイレン

プレーの中断 : 連続する3回のサイレン(繰り返し)

プレーの再開 : 2回の長いサイレン

注:危険な状況のためにプレーを即時中断する場合、すべての練習区域は委員会がプレーを再開するまで閉鎖される。閉鎖された練習場で練習するプレーヤーには練習を止めるように勧告し、それでも練習を止めない場合には失格となることがある。

8. ホールとホール間の練習(規則5.5b)

ローカルルールひな型 I-2を適用する。

競技の条件

9. スコアカードの提出

スコアカードの提出はスコアリングエリア方式を採用する。

10. タイの決定

タイの決定方法は該当する競技規定に定める。

11. 競技終了時点

本競技は委員会の作成した順位表が、各ゴルフ場に配布された時点をもってその競技は終了したものとみなす。

注意事項

12. ローカルルールや競技の条件に追加や変更があるときは、インフォメーションボード及びスターティングホール付近に掲示して告示する。

13. 練習は指定練習場にて行い、打放し練習場においては備え付けの球を使用し、スタート前の練習では球数に制限がある。球数は別途告示がする。

14. 競技前日の練習は、アウト、インともスタートを14時で打ち切る。

15. 委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことがある。

16. プレーヤーまたはそのキャディーにエチケット違反、または非行があった場合には「佐賀県ゴルフ協会主催競技行動規範」に基づいて制裁を受けることがある。

または重大な非行があった場合には規則1.2に基づいて失格とする場合がある。

佐賀県ゴルフ協会